

平成14年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡大矢野町大字維和字北浦 1963 の 4 地先並びに 1962 の 3、1962 の 2、1962 の 1、1961 の 1 に隣接する道路地先公有水面埋立地 460.01 平方メートル	天草郡大矢野町大字維和字北浦

熊本県告示第 933 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨大矢野町長から届出があった。

平成 14 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡大矢野町大字上字大手原 5104 の 6、5132 の 2、5132 の 3 地先並びに 5132、5134、5126 の 2、5180 の 4、5181 の 3、5182、字葉研迫 5195 の 7、5195 の 6、5195 の 5、5195 の 1、5198 の 2、5199 の 1、5198 の 1 に隣接介在する道路、水路地先並びに字大手原 5104 の 6 に隣接する無番地地先公有水面埋立地 9,125.17 平方メートル	天草郡大矢野町大字上字大手原

熊本県告示第 934 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム郷 下益城郡松橋町大字西下郷 236 番地	有限会社 郷	平成 14 年 11 月 11 日

公 告**熊本県公告第 861 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本渡ショッピングセンター
熊本県本渡市亀場町食場 740 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時
変更後 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 0 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
変更後 午前 8 時から午前 0 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 14 年 12 月 1 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項